

協賛会員規約

(入会)

第1条 当法人の目的に賛同し、入会したものを協賛会員という。

2 当社の協賛会員となるには、所定様式による申込および協賛金の支払いによって、代表理事に承認され入会できるものとする。

(協賛金の支払い)

第2条 協賛金は、当法人が指定する金額を年一括払いにて支払う。

2 一度支払いがされたものについては、一切の返金に応じないものとする。

(会員資格)

第3条 協賛会員は、会員となったその日から、以下の事業に参加することができる。

- (1) 当法人主催の協議会への参加や提言
- (2) 会報誌および当法人が運営するコンテンツへの広告出稿
- (3) 当法人が主催する専門セミナーへの参加
- (4) 協賛会員が従事する事業を遂行するために有益となる情報の提供
- (5) そのほか当法人および協賛会員において有益といえる事業への参加

2 前項の事業への参加で、別途参加費などが必要なものについては、協賛会員が支払う。

(有効期限)

第4条 協賛会員の有効期限は、協賛金の支払いおよび代表理事の承認が完了した日から1年間とする。

2 期限の更新については、社員総会の決議により、協賛会員から特段の申し出がない限り、1年ごとの自動更新とする。

(解約)

第5条 協賛会員は、当法人が定める解約申出書を提出することにより、いつでも終了することができる。なお、協賛金の返金については、第2条2項の通り、中途解約であっても返金できないものとする。

(除名)

第6条 協賛会員は、次のいずれかに該当するに至ったときには、社員総会の決議によって、その資格を除名することができる。

(1) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為を行ったとき。

(2) そのほか除名すべき正当な事由があるとき。

(資格の喪失)

第7条 協賛会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって、その資格を喪失する。

(1) 総社員が同意したとき。

(2) 当該会員が死亡し、または解散したとき。

(本規約の改定および削除)

第8条 本規約は、社員総会の決議によって、改定および削除される。

令和3年2月26日規程